資料　8

令和７年12月５日

土木部施設保全課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

１　和解の相手方

足立区民２名

２　事件の概要

⑴　発生年月日　令和５年７月２日

⑵　発生場所　古石場川親水公園　琴平橋下付近

⑶　事件の概要　古石場川に設置する排水ポンプが異常を検知したことにより停止したが、取水ポンプが連動して停止しなかったため、古石場川親水公園琴平橋下付近の園路の冠水及び隣接するマンション１棟の床上浸水が発生し、当該マンションに居住していた１に掲げる和解の相手方（以下「相手方」という。）の居室に置かれていた家財等が損害を受けた。

３　和解の内容

区は、相手方に対し、４に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

４　損害賠償額　　４８０，１１８円（仮住居費、家財費用等）

５　位置図

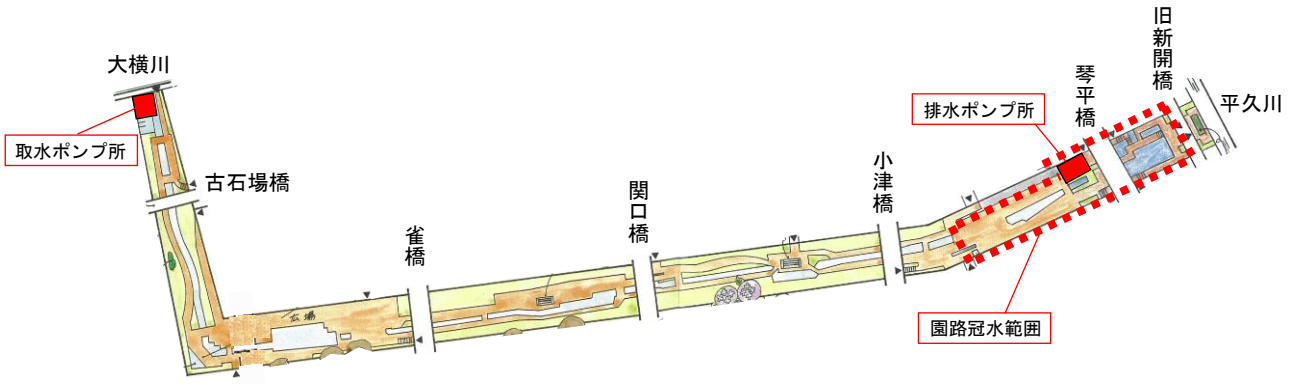

６　関係者、賠償項目及び損害賠償額（予定）一覧

No.	場所	状況	示談締結先（予定）	賠償項目	損害賠償額
1	共用部	・浸水被害による床壁等の汚損 ・復旧工事完了	マンション管理組合が契約している保険会社	復旧工事費用	１，７１０，５００円 ※　令和５年第３回区議会定例会において議決済み
2	住戸ａ	・浸水被害による家財及び床壁等の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者Ａは自宅に戻る。	所有者Ａ	復旧工事費用 家賃費用	３，９４１，４２４円 ※　令和６年第１回区議会定例会において議決済み
3			居住者Ａ	宿泊費用 家財費用 その他（光熱費）	７４１，９４７円 ※　令和６年第２回区議会定例会において報告済み
4	住戸ｂ	・浸水被害による家財及び床壁等の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者Ｂは自宅に戻る。	所有者Ｂ	復旧工事費用 家賃費用	（未　定）
5			居住者Ｂ	宿泊費用 家財費用 その他（休業損害、光熱費等）	（未　定）
6			居住者Ｂが契約している保険会社	家財費用	２１５，４００円 ※　令和５年第４回区議会定例会において報告済み
7	住戸ｃ	・浸水被害による家財及び床壁等の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者Ｃは区外転出	所有者Ｃ	復旧工事費用 家賃費用	（未　定）
8			居住者Ｃ	宿泊費用 家財費用 その他（休業損害、光熱費等）	４８０，１１８円
			居住者Ｃが契約している保険会社	家財費用 臨時宿泊費用	３８６，０９１円 ※　令和７年第２回区議会定例会において報告済み
				合計	未　定

（令和７年１０月２９日時点の損害認定額であるため、今後、変動する。）